

1、計画策定にあたっての経緯

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、自殺対策を地域レベルの実践的な取組による、生きることの包括的な支援として再構築し、自殺対策の更なる推進を図る観点から、平成28年の自殺対策基本法の一部改正で、地方公共団体が地域自殺対策計画を策定することが義務付けられた。

自殺対策基本法（平成28年4月1日施行）第13条 第2項

「市町村は、自殺総合対策大綱および都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」

2、計画の趣旨

日本における自殺者数は平成10年から急増して3万人を超え、高い水準が続き、平成24年には3万人を下回り、年々減少している。しかし、20歳未満の自殺死亡率は平成10年以降おおむね横ばいであり、20歳代、30歳代の死因の第1位が自殺である。また、日本における自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高い状況にあり、非常事態はいまだ続いていると言え、更に対策を推進するため、自殺対策計画を策定する。

3、市の現状・課題

- ・本市における自殺者数は年間25人前後で推移し、H27は16名と減少したが、H28は21名と増加した。自殺死亡率においてはH24～H28の5年間の平均では県平均の18.9に比べ市平均18.4と低いものの、尊い命が自殺によって奪われている。
- ・自殺者の年齢構成をみると30歳代、50歳代、60歳代の死亡が多く、働き盛りの世代の自殺者数が多い。また、10歳代から30歳代の若年層の自殺者も全国水準並みである。

4、特に取り組むべき対策

自殺総合対策大綱では学校や職場におけるメンタルヘルス対策に加え、子ども・若者の命や心を大切に
する教育を始めSOSの出し方に関する教育等の自殺対策や妊産婦への対策、自殺未遂者の再企図対策
等が新たに重点施策として盛り込まれた。また、地域自殺実態プロフィール(長浜市)では高齢者や勤務・経
営者、生活困窮者への対策が重点に取り組むべきとされた。この大綱やプロフィールを参考に地域の自殺
の実態を把握し、総合的な自殺対策を推進することとなった。

5、心の健康専門部会委員について(案)

- ・学識経験者
- ・湖北医師会
- ・長浜赤十字病院（精神科ソーシャルワーカー）
- ・湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（精神保健担当）
- ・商工会議所
- ・市内産婦人科（助産師）
- ・警察署（長浜または木之本生活安全課）
- ・長浜市小中学校教育研究会養護教諭部会
- ・長浜市民生委員児童委員協議会
- ・長浜市社会福祉協議会